陳情第　７４号

令和６年　８月１５日

川崎市議会議長　青　木　功　雄　様

多摩区在住者

公文書開示請求に関する陳情

陳 情 の 要 旨

公文書開示請求をする際に、事務所管課に対して公文書の量を確認し、開示する量を調整できるようにしていただきたい。

陳 情 の 理 由

つい先日、公文書開示請求をしました。どれくらいの公文書の量があるのか不明なため、申請書に以下の記載をしました。「資料が膨大になる場合には相談に乗ります。」

事務所管課からは以下の連絡がありました。許諾の決定期間延長通知書「対象の文書が多く、開示、部分開示又は非開示の判定等に時間を要するため、この度期間を延長させていただきます。」

相談には一切応じてもらえず、全ての資料を準備していただくことは非常にありがたく、業務をきちんとこなすすばらしい職員であると考えます。しかし、私はそこまでじっくり確認する予定はなく、無駄な労働時間になるのではないかと考えています。なお、事務所管課とはメールでやり取りをしましたが、夜（23時51分）にメールが届いており、通常ではないと判断しました。

なお、公文書開示請求を担当する所管課にも質問しましたが、明確な回答がなかったため、ここに陳情いたします。